

教育委員会議事録

令和元年8月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和元年8月定例会)

- 1 日 付 令和元年8月23日（金）
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 海野 恵子
教育委員 平井 照江 教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記
参事兼教育支援課長 和田 修二 教育支援課教育支援担当課長 浅井 大輔
学び支援課長 外村 智昭 教育総務課文化財係長 押方 みはる
就学支援課長補佐兼就学支援係長 小野沢 孝子
- 5 書 記 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
日程第1 報告第18号 令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
日程第2 報告第19号 海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準について
日程第3 報告第20号 海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準について
日程第4 議案第24号 新たな選択学区の設定並びに海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について
- 8 閉会時刻 午後3時50分

○伊藤教育長 本日の出席委員は私を含めて4名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会8月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

今会の署名委員は、酒井委員、平井委員に、それぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは初めに、**教育長報告**をいたします。

6月28日(金)は、教育委員会6月定例会がございました。その日、市長定例記者会見でございます。

7月に入りまして、1日(月)は、中新田小学校朝会、7月1日付教育委員会事務局職員辞令交付を行いました。教科書採択学校整理委員会がございました。海老名市学校給食検討委員会がございました。社会を明るくする運動情報交換会、海老名警察署との懇親会がございました。

2日(火)は、海老名小学校朝会(1日目)ということで、海老名小学校はご存じのように児童数が多いので2回に分かれます。青色パトロール車運転講習がありまして、教育部ほとんど全員講習を受けて、みんな青色パトロール車の乗車ができるようになりました。私も青色パトロール車の許可証をいただきましたので、これで大丈夫です。

海老名市MOA児童画コンクール実行委員会がございました。

3日(水)は、週部会、7月校長会議。

4日(木)は、ひびきあう教育研究発表大会事前打合せでございました。整形外科医による学校訪問(海西中学校)、ビナレッジでやったのですけれども、それを見ました。

5日(金)は、海老名小学校朝会(2日目)、海老名市教科用図書採択資料作成委員会、イングリッシュデイ(有鹿小学校)がありました。中学校支援級合同遠足は、見送りはできなくて、お迎えをしました。

6日(土)は、皆さんにも出席いただいて、第2回総合教育会議(高座クリーンセンター)を行ったところでございます。私の印象としては最後に上った展望台がすごくいいなと感じたところで、高座クリーンセンターがもっともっと市民に理解されて、多くの人に

訪れてもらいたいなと思いました。

8日（月）は、市教育委員会・校長連絡会、文教社会常任委員会・校長会意見交換会をしました。文化財保護審議会がございました。

9日（火）は、7月教頭会議、総合教育会議発表校児童会訪問（柏ヶ谷小学校）で、柏ヶ谷小学校の児童会の子どもたちと話し合いをしてきたところでございます。どんな発表になるか、楽しみなところでございます。

10日（水）は、登校時青パト巡回パトロール（上星小学校立哨）に行きました。週部会、ユースサポート報告（若者支援室）を受けたところでございます。

次のページに行って、7月11日（木）は、よりよい授業づくり学校訪問（東柏ヶ谷小学校）がありました。

12日（金）は、社家小学校キャリア教育訪問、イングリッシュデイ（門沢橋小学校）です。社家小学校キャリア教育訪問は、教頭先生の教え子の方たちがバイオリンと声楽のプロになっていまして、その人たちがキャリア教育で子どもたちに、そういう仕事もあるのだというお話と、その前にせっかく来たのだから、昼休みに子どもたちを集めて音楽発表会みたいなものをしたので、それを見に行ったところでございます。

16日（火）は、週部会、授業改善実践推進委員会がありました。

17日（水）は、臨時最高経営会議、学校ICT活用推進委員会、教育課程編成研究会がございました。

18日（木）は、登校時青パト巡回パトロール（社家小学校立哨）に行きました。县市町村教育長連合会幹事会がありました。登校時青パト巡回パトロール（社家小学校立哨）でコカ・コーラのところの角に立って子どもたちの指導をしていたのですが、子どもたちって不思議ですね。今里のほうから来た子どもたちがあの信号で待つだけけれども、子どもたちは道路側に寄るのです。ポールみたいなものにわざわざつかまって、ぐるぐる回って遊ぶのですよ。せっかくポールを立てているのに、その向こう側に行くし、信号の柱につかまったりする。それから、あの広い県道の横断歩道があるではないですか。さっさと渡ってほしいと思うのだけれども、誰も急ごうとしないのだよね。結構この日は、しっかり歩けとか、叫んでしまいました。

19日（金）は、第一学期終業式でございました。朝のあいさつ運動（杉久保小学校）に行きました。阿川元校長先生への叙勲伝達ということで、体の調子が悪くなって、先生ご本人が受け取れなかったため、私どもでいただいたものをこの日にお渡ししました。小学

生白石市交流結団式、犯罪ゼロ週間出陣式がありました。

22日（月）は、教育課題研究会で皆さんに来ていただきました。教育委員会7月臨時会ということで、教育委員会事務の点検・評価報告書について審議をいただきました。白石市小学生・教育委員会表敬訪問ということで、皆さんにもここに来ていただいて、白石市の子どもたちの様子を見ていただいたところでございます。

23日（火）は、最高経営会議でございます。

24日（水）は、週部会、えびなっ子スクールの視察に行きました。音楽指導法講座と英語教育研修会（上星小学校）、学校事務調査（大谷小学校）、それぞれ挨拶に伺ったりしました。

25日（木）は、教育課題研究会ということで、教科書採択について皆さんとまた、再度研究させていただいたところでございます。その日、青少年健全育成連絡協議会を行いました。

26日（金）は、教育委員会7月定例会で、小学校の教科書採択を行ったところでございます。7月臨時議会がありました。

27日（土）は、親子ナイトウォークラリーの予定でしたが、9月7日に延期となりました。

29日（月）は、初任者宿泊研修オリエンテーション、えびな地域講座、市長定例記者会見、児童生徒指導理解講座ということで、市長定例記者会見以外は、夏休みに入って先生方の研修がどんどん進んでいるという状況でございます。

続いて、3ページに入って、7月30日（火）は、和座海綾管理職組合委員長あいさつがありました。石器づくり教室ということで、うちのほうの文化財系の事業でございます。情報モラル研修会がありました。

31日（水）は、週部会、県央地区小学校教育課程研究会がありました。

8月1日（木）は、県央地区中学校教育課程研究会がありました。神奈川県英語弁論大会がありました。勾玉づくり教室も文化財系の事業でございます。

2日（金）は、今度は県央地区特別支援教育課程研究会がありました。教職員県外研修説明会がありました。

5日（月）は、人権教育研修会です。

6日（火）は、皆さんにも来ていただきまして、管理職（校長・教頭）研修会です。

7日（水）は、週部会、教師力養成研修会、道徳教育研究会がありました。

8日（木）は、社会教育委員会議、安全衛生講習会ということで、ごみ収集の研修に私も参加しました。パッカー車について覚えたのは、とにかく落ちついて、ゆっくりと、ぐるぐる回っている板をよく見て、タイミングのいいところでごみを捨てる。あと何か危険があったら、下のバーを足で蹴飛ばして板の回転を止めるということだけは覚えてまいりました。10月に私どもはパッカー車に乗る予定です。

9日（金）は、臨時最高経営会議、台風10号情報連絡会ということで、この辺は台風のところでございます。結果的には大きな被害はありませんでした。

13日（火）も、台風10号情報連絡会がありました。火、水、木は学校業務停止期間（～15日）でした。

19日（月）は、最高経営会議です。

20日（火）は、支援教育研修会、大阪府門真市プール対応の件視察がありました。教育課題研究会で皆さんに集まっていただきました。

21日（水）は、ひびきあう教育研究発表大会、週部会です。

22日（木）は、初任者宿泊研修で、もうすぐ担当の指導係が戻ってきます。昨日、今日の宿泊でございます。

23日（金）は、市長定例記者会見、社会を明るくする運動講演会ですけれども、これと重なったので私は欠席しております。教育委員会8月定例会で、この後、夕方から令和元年度の成人式実行委員会、第1回目が開かれるところでございます。

以上でございます。何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

こうやって2カ月分読むと、自分でもよく働いているなと思ったりするところがございます。

○海野委員 1つ質問させていただきます。7月5日の中学校支援級合同遠足ですけれども、今、パラリンピックとかで障がい者の環境づくりと申しますか、街中で、障がい者にとって環境がいいようにということで、バリアフリー化とか、あるではないですか。中学校支援級ということで毎年同じところに行かれていますと思いますが、目的地で何かそういう面でバリアフリー化がより進んだらいいなというところがあるのでしょうか。

○教育支援担当課長 中学校支援級合同遠足はバスを借りるため、安全に行くことができます。目的地は八景島シーパラダイスが多いです。あそこはバリアフリーなので、どんなお子さんにとっても優しいし、ショーを見たりだとか、魚にさわったりとか、体験ができて、他校のお子さんとの交流もできるので、教育的な効果が見込める活動になってい

るのかなと考えております。

○伊藤教育長 八景島シーパラダイスはもう完全にバリアフリー化をして、そういう配慮がなされている場所なのですよね。

○海野委員 これからも障がい者に対して優しいまちづくりということで、もし気がついたことがあったら改善していただければと思います。中学生のために、小学生のために。

○酒井委員 7月10日のユースサポート報告（若者支援室）の内容、どのようなものだったのか、お尋ねします。

○伊藤教育長 これについては、余りに具体個別の報告だったので、もしよろしければ会議の後でも大丈夫ですか。

○酒井委員 大丈夫です。

○伊藤教育長 中身的なものもちょっと触れなければいけない部分もあるので、昨年から今年度についてのひきこもり相談の件数とか、あとどういう状況なのかということで報告がありました。8月31日に『ひきこもりの理解と支援』講演会がありますので、そこでまた、研修会に引き続き相談会があるので、また相談の方々が増えるのではないかなということは大いに予想されるところでございます。現在は何人来られる予定ですか。

○学び支援課長 今日、13名になりました。

○伊藤教育長 今それぐらいの方々が来られる。定員がもともと20名なので、13名の方はその研修会に来られて、ひよっとしたらその中にも相談をしたいという方々がいらっしゃいますので、そういう状況です。詳しいことは今はちょっと難しいです。

○平井委員 7月8日に文教社会常任委員会・校長会意見交換会が入っているのですが、今まで余り聞いたことがないので、どのような目的でなされたのですか。

○伊藤教育長 私自身はこれに参加しなかったのですが、教育部長が参加しておりますので。

○教育部長 常任委員会が議会の中で設置されておまして、総務常任委員会、文教社会常任委員会、経済建設常任委員会と3つございます。その中で教育部を所管するのが文教社会常任委員会になるのですけれども、昨年度から各常任委員会において所管事務調査ということで、1つテーマを設けて、所管している部の事務に関する調査を行うというのが昨年より行われています。今年度については文教社会常任委員会の教育部所管のテーマが学校教育についてということで設定されまして、また、文教社会常任委員会の委員から

各校長先生との意見交換会を設けたいというような申し出がございまして、7月8日に実施いたしました。

7月8日はテーマを設けまして、そのテーマについて教育委員会事務局から説明をして、その説明に基づいて議員と校長先生が意見交換をするような流れで行いました。今年度のテーマにつきましては、コミュニティスクール、学校運営協議会や学校応援団、部活動方針について、教員の年齢のアンバランスさ等が話し合われました。また、それ以外にも、図書館の運営について、学校図書支援員の増員についてはどう考えるかというような質問も出て、意見交換を行ったところです。

○平井委員 それは今後もずっとあるのですか。

○教育部長 昨年度から始まりまして、今年度は2年目ですので、恐らく今後も常任委員会ごとにテーマを設けて、そのテーマについて議員が色々調べながら、所管部と意見交換などを行っていくことは当分続くのかなとは今のところは思っております。

○平井委員 いいことかと思えます。議員との交流というか、議員も教育分野に精通していない方もいらっしゃると思うので、そういう部分ではいい話し合いができる意見交換会なのかなと思うので、ぜひ今後も続けていただけたらなと思えます。

○伊藤教育長 最近記憶が定かでないのだけれども、昨年度は文教社会常任委員会の方に iPad を使った授業を柏ヶ谷小学校で見ていただいたのですよ。だから、議員による授業参観というか、研究授業みたいなものを作ってもらって、それは学校 ICT ということで iPad で社会科の授業を先生がやるのを議員に視察してもらったというか、授業参観してもらったので、平井委員が言うように話し合いもそうですし、学校も授業を見てもらう感じで、必要なら部活動そのものを見学してもらおうとか、そういうのもこれから大事になるかもしれません。

○平井委員 文教社会常任委員って、今、人数的には議員のうちでどのぐらいですか。

○教育部長 7名です。

○海野委員 昨年も質問したと思うのですがけれども、石器づくりと勾玉づくりを開催なされた今年の感想をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○文化財係長 今年は、石器づくり、勾玉づくりの申し込み方法をインターネットを通じて、ホームページから電子的に申し込むことができるような取り組みをしてみました。そうしたところ、すごく申し込みが多くて、募集定員を大きく上回りました。特に勾玉のほうはもともと2日間、午前、午後、午前、午後という4回を予定していたのですけれど

も、そこではおさまり切れなくなりまして、3日目の午前にも実施いたしました。けがもなく終えることができ、非常に好評でした。勾玉と石器を喜んでつくっている様子から、海老名の文化財に親しんでいただくことができたと思っております。

○海野委員 毎年楽しみにしているお子さんも多いので、よろしくお願いします。

○伊藤教育長 ほかにはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、続いては夏休みの子どもたちの生活。前に少し委員さん方に話したと思うのですが、子どもたちの夏休みということで、夏休み前、偶然、最後の終業式の日には杉久保小学校に行きました。そこで子どもたちに、明日から夏休みでよかったね、うれしい、と聞いたら、何人かうれしくない顔をするのです。どうしたのと聞いたら、僕は学校があったほうがいい、と。あれっ、と思いました。今の子どもは、夏休みが楽しみではないのかなと思ったりして、そのことをまず考えました。なおかつ、この前、話したけれども、保護者の方は夏休みが来るのが怖いとか、毎日子どもにお昼を食べさせるのが本当に大変だということがテレビでやっていたのを見て、これはいかがなものかなと思ったりしました。ここにも書いてあるように、毎年お盆ぐらいを過ぎると、保護者ももうそろそろ学校始まってよという声を聞くのですけれども、夏休みに入る前から子どもの対応をどうしようかということになるというので、どうなのかな。私としては、子どもたちには、夏休みは家庭で過ごすとか、学校教育ではできないことを体験してもらおうとか、そういうことを考えて夏休みはあるものだと思っていますので、ある程度、夏休みも目的を持って生活してほしいと思います。昔のように、例えば子どもたちが高学年、低学年関係なく、一緒に野山に虫をとりに行ったり、川に遊びに行ったりとか、公園で走り回って何かするということは、今は暑さもあるし、安全面でもなかなかできない状況ではないですか。そうやって考えたときに、これは何か考えなければいけないなということ。

よくよく考えたら、前も言ったのですけれども、ビナレッジに行ったら、そこでは色々な講座をやっているのですよね。えびなっ子スクールはもちろんだし、文化財係でも勾玉づくり、石器づくりとかやっているのではないですか。プール開放も一応そのようにやっているし、今まで夏休みに入るときは夏休みの宿題の一覧をつくるのですよ。夏休みの課題一覧という紙は教育委員会で作って、各学校に送って、子どもたちに渡されて、図書の読書感想文とかなんとか出されるけれども、ひょっとしたら、1回、夏休みに入る前にどこかが所管して、市内でどれだけの講座やイベントが行われているか、色々なところから

かき集めて、夏休み中の市とか、もちろん各教育団体も含めて、えびなっ子スクールも含めて、何がどれだけ行われるかというような一覧表があったら、子どもがそれをもらって、これに行ってみようかなとか、家でも相談して、では、これをやってみたらというようなことができるなど。多分かき集めたら結構な数があると思うのです。でも、今は各団体、教育委員会でもそれぞれで情報を発信しているので、そういうものも今後考えなければいけないのかなと考えたのです。だから、そこに自治会のお祭り、東柏ヶ谷何丁目の盆踊りとか、夕涼み会とかも含めた、その学校ごとの全て、子どもたちがどんなことが行われるのかわかるようなものを考えるのも1つかなということがここには書いてあります。

でも、その下を見てください。「私の夏休み帳に付いていた計画は、毎日が、海水浴でした」と書いたのですけれども、昔、夏休み帳をもらうと、ご丁寧にずっとカレンダーみたいになっていて、広げると計画表がついていたのですよ。でも、私はそこに「海水浴」と書いて、あとは点々と同一マークをつけて、お盆過ぎまで海水浴で済んでいたのだけれども、今の子どもたちは夏休みの生活の仕方、自分たちでかなり数ある中から選択して、有意義に過ごせるようなものが必要なのかなと思いましたということがここに書いてあります。

○海野委員 子どもたちを見てあげる人がいる環境ならば、子どもたちが夏休みで色々なことで過ごせるのですよね。出かけていくこともできるし、それぞれ子どもたちの面倒を見られるのでしょけれども、ご両親が働いている方は1つのところに子どもたちを預けるしか方法がない家庭も多いでしょうから、最近テレビで見たのですが、学童クラブで給食を出したりとかして、色々なことを企画されているところもあるでしょうから、なるべく夏休みは短いほうがよろしいのではないかと思います。

○伊藤教育長 新しい意見ですね。そういえば、海野委員は前から夏休みは短いほうが良いって言っていましたね。ただ、教員の休みも含めていますから。

○海野委員 短くした中で、学校は1週間ぐらいお休みを完全にとるようにされたほうがいいのではないかと思います。徹底して、お休みはしっかり確保して、お休みは。それで旅行でも行ってきてくださいというふうにする。

○伊藤教育長 趣旨はわかりました。

○酒井委員 お昼ご飯は大変ですけれども、やっぱり土日とは違って、夏休みという期間だからできることを計画したいなど、保護者の方はみんな思っていると思うのですよ、気持ちでは。でも、それがどうしてできないのかと考えると、やっぱり仕事があるとか、お

じいちゃん、おばあちゃんの介護があるとか、家庭の事情とか、経済的な事情というのが色々あると思うのです。そこで、先ほど教育長がおっしゃった一覧表があると、子どもは自分では情報をとりにいけないから、それを見て、ここに行きたいといって、行けるようになる。すごく学びの幅が広がると思います。

ただ、校区外にそんなにみんな勝手に行ってしまうようになるとか、小学校の決まりとしては校区内でというのがあると思うので、それをどのようにしていくのかということと、例えばらぼーととか、そういう商業施設の中でも子ども向けにやってくれている教室とかもあるのですよ。でも、そういうのはすごく人数が限られていて、申し込みを何日までにして、こうしてというちゃんと決まりがあります。一覧に書いてあるので、楽しみにして行ったけれども、先に申し込みをしないとできないのだったというようなものしか載っていないんだったら、かえってがっかりしてしまうのかなと思うので、毎日難しくても、週に1回か2回、体育館を開放して、本当はエアコンがついていると一番いいですけども、そこでドッジボールをしたりとか、プールまでバスを出してもらおうとかあると、保護者としても安心して遊ばせることができますよね。公園で遊ぶのも心配な天候だから、やっぱり屋根がついて、空調というか、温度もある程度管理できる場所という環境はすごく限られているので、それを少しでも考慮した場所をキープしてあげられればなと思います。

○伊藤教育長 体育館はえびなっ子スクールでも中止になることがありますから、恐らくその時期は難しいかなとは思いますが、教室は冷房を完備しているので、図書室みたいなものを開放することは可能なかもしれません。

○酒井委員 先生方も夏休みをしっかりと1週間とか、10日とか、ばしっと必ずとってもらいようにしていくのが今後は望ましい流れなのかなとは思いますが。

○平井委員 時代の流れなので、今までは通用しなくなってきたかなと思うのですが、さっき教育長がおっしゃったように一覧をつくるというのも1つの案かなとは思いますが、やはり開催場所が遠かったりすると、子どもの行き来に多少問題があるかな。そうすると、酒井委員がおっしゃったように学校開放というのは良い案なのかなと。そこに先生たちではなくて、地域とか、学校応援団とか、コミュニティとかがあるわけだから、やはりそこでこそ、海老名市で学校運営協議会を立ち上げているわけだから、そこら辺で、今後地域として考えていく1つの課題になるのだろうなと思います。子どもたちに対して、夏休みの期間も含めて、通年で色々なことを学校の中では開催するけれども、地域

としてはどうするか、そういう部分も含めて、今後これは考えていく1つの大きな課題ではないかなと思います。これだけ働く人が多いと、ただ単に夏休みがあればという状況ではないし、どのようにして子どもの安全・安心を守っていくかという点も含めて、全校の学校運営協議会に投げかけていくこともいいのかな。

○海野委員 せっかくプールが三、四カ所あるので、今日は子どもの日という感じで、監視員さんは大変ですけれども、親は付き添って行かなくても、今日のプールは子どもたちだけに開放しますという日があったら、子どもたちはもっとプールに行くのではないのかなと思いました。

○伊藤教育長 でも、学年は3年生以下、低学年の子たちでしょう。

○海野委員 そう、低学年。

○伊藤教育長 でも、低学年の子が先生たちがいない中で事故が起こったら、もう一大事どころではないことになりますので。プールサイドに立ってくれるような人たちがいっぱいいるならそれは可能になるかもしれないけれども、それはそれで結構大変なことだろうと思いますね。

○酒井委員 プールに例えば毎日予約枠で10人までなら、その学年より下の子を入れますよといって、目印になりそうな帽子みたいなものをかぶってもらうとかとすると、親も、例えばお子さんが3人いる方とか、やっぱりその子を1人だけ連れて行くというのはすごく大変なのです。だから、そのように見てあげる、無条件で何人でもというわけではなくて、例えば10時から12時の間、5人だけとか、そのようなものがあると、プールにも連れて行きやすいなと思います。小さい赤ちゃんとか、下の子がいたりとかすると、ずっと連れて行けないという話は聞くので。

○伊藤教育長 ただ、そうはいつでも、先生にしても、過去にプールバスを市民協働部文化スポーツ課が出しました。そうすると、案外子どもは乗らないのですよ。現に乗る子は同じ子が毎日毎日乗るだけ。そうすると、空バスみたいなのがぐるぐる回っているという実態が実はあるのです。だから、そういうことを考えると、全てのものを出して、子どもたちがいっぱい参加するならいいのだけれども、結果としては最初のときは学校プールを廃止する中で絶対保障しなければいけないということで、わざわざ学校の中までバスが入って、13校全部の学校を回ったけれども、結果的に乗る子が少ないというか、毎日同じ子が乗っていたということを考えると、その辺も考えざるを得ないです。でも、条件として、例えば3年生や1年生だけそれぞれ、酒井委員が言うようにまだ下の子がいらっしや

るとかなんかの条件の家庭に対して、要するにそういうサポートみたいなものは、また違った切り口で考えることは重要かなとは思っています。

あとは、こういう中で本当に考えたのは、私は色々なこと、全てのことで保護者の負担軽減にずっと取り組んでいるのだけれども、本来保護者がやるべきことを何でこちらがやるのだと時々思うのです。それは変な意味ではなくて、我々がやっている負担軽減策で助かっている人もいるし、逆にそうではなくて、それによってある程度自分の自由な時間ができたから、自分で違うことを始めようと思ったりする人もいます。そういう色々な人たちを交えてもっともっと論議したりすることもおもしろいかなと思うのです。そうしたら、働いている人たちの気持ちもわかるし、では、みんなでどうしたらいいのだということは、学校運営協議会ではないけれども、市民全体で、どうやって子どもたちにみんながかかわっていったらいいか、というような話し合いは必要かな。だから、サービスを全て充実させれば、市としては子育て環境が整った、とてもすてきな市になるのだけれども、だからこそもっと論議したほうが良い。それをやらないというのではなくて、色々な意見を聞けたりしておもしろいかな。

今ここでは4人で話し合っているのだけれども、10人ぐらいで、色々な立場で話し合うと色々なアイデアも出てくるし、色々な思いも出てくるかなと思ったりしています。だから、夏休みの子どもの生活1つなのだけれども、子育ての色々なことが凝縮されているなと感じるところでございます。

酒井委員は、子どもにはお昼はつくっていたのですか。

○酒井委員 前の仕事をやっていたときは、日中は留守番をしてもらっていたので、それもすごく気になるし、朝、仕事に行く前にお昼ご飯を準備して行っていました。たまに500円玉しか置いていけないこともありました。

○伊藤教育長 でも、そうしたら、子どもたちは家で過ごしているの。

○酒井委員 やっぱり外に行って何かトラブルがあったときに、ほかに、例えばおばあちゃんに当たる人もいない、でも職場に電話が来るということになっても困るので、家でこれとこれをしておいてねという夏休みを過ごしてもらっていたこともあるし、文化会館でお琴の教室がありますというので、じゃ、これだったら自分で通えるから、それにこの日とこの日は行って、この日は塾の体験に行くと、この日は何時から何時、ここで移動して、ここのワークショップにいてというのを夏休みのスケジューリングで一生懸命やった年もあります。というふうに、一生懸命私は自分の子どもに対してやったけれども、自分

自身が小学生のころは、朝、母が仕事に行って、6時ぐらいまで誰ともしゃべらない夏休みを送るなんてこともあった気がします。

○伊藤教育長 外に遊びに行かなかったの。

○酒井委員 暑いので、外には誰もいないのですよ。悲しい話みたいですがけれども、周りのお友達はお母さんとどこかに出かけるというおうちが多いから、基本的には1人でした。ただ、1人の時間が完全に悪いかといえば、別にそれはそれで自分で好きな本を読んだり、課題だった絵を描いたりとかしましたけれども、では、それが理想的な夏休みなのかなという、そうでもないし、多分今どき、教育長がお子さんだったころみたいに毎日子どもだけで海水浴には行けない。相模川になんか絶対泳ぎに行ってはいけないし、これはだめというのを制限していくと、結局一番安全なのは家の中にいること、押し込めてしまうような形になってしまうので、安心して出かけていける場所があってほしいし、みんながフルタイムでは働いていないので、学童に入れるとお金もかかるから、お留守番という選択肢になってしまいます。夏休みがあるからみんながみんな充実するというのは、やっぱり難しいから、そこは、教育委員会からも、地域からも、色々な手当てがあったほうがいいとは思います。

○伊藤教育長 だから、終業式の日には杉久保小学校の子どもが言っていたのはそういうことだったのだね。その子たちは夏休みになって学校に行けなくて友達にも会えなくなったら、多分家で1人で過ごすとか、そういうことを余儀なくされる状況があることを知っているのだね。

○酒井委員 そういう子どもも多分いると思います。

○伊藤教育長 わかりました。子育て支援も夏休みに凝縮されている部分があるかなと思います。

○酒井委員 お客さんとして子どもを呼んで何かするのではなくて、本当は高学年の子が主体になって低学年の子に何かしてあげるとか、そういうサービスを受ける側に子どもが立つだけではないものがあるほうが楽しいのかなと思います。

○伊藤教育長 それを組織するのも、また難しい課題ですね。

それでは、報告事項に入ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 報告事項に入ります。

日程第1、報告第18号、令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部長** それでは、資料1ページをお開きください。報告第18号、令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告理由につきましては、新たに非常勤特別職を委嘱したためでございます。

資料3ページをお開きください。非常勤特別職（海老名市文化財保護審議会専門委員）の委嘱についてでございます。この海老名市文化財保護審議会専門委員の根拠につきましては、海老名市文化財保護条例第32条第2項に規定されてございます。文化財の専門的事項（史跡相模国分寺跡の保存活用）の調査研究のため委嘱するものでございます。

委嘱期間につきましては、令和元年8月1日から令和2年3月31日まででございます。

提案理由は新規委嘱でございます。

4番が委嘱する者でございます、4名いらっしゃいます。まず1人目が青木敬氏で、國學院大學文学部准教授（考古学）でございます。

2人目が加藤仁美氏で、東海大学工学部教授（都市計画・景観）でございます。

3人目が鹿野陽子氏、岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授（造園）でございます。

最後、4人目が長澤可也氏で、湘南工科大学工学部教授（CG・マルチメディアコンテンツ）でございます。この4名はいずれも新規の委嘱でございます。

説明については以上です。よろしくお願ひいたします。

○**伊藤教育長** それでは、ただいま説明がありました海老名市文化財保護審議会専門委員ということで、委嘱をしたいということでございます。条例改正のときに海老名市文化財保護審議会委員は既に委嘱しているところでございまして、そこで専門部会を置くことができますので、その専門部会の委員ということですか。押方文化財係長、部会としてはどのようなものがあるのですか。

○**文化財係長** 相模国分寺跡保存活用部会です。

○**伊藤教育長** それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○**酒井委員** 委嘱の期間が来年の3月31日までと短いのですけれども、これはこの期間までで相模国分寺跡保存活用の枠組みをつくり上げるということよろしいですか。

○文化財係長 条例で、専門員の任期は委員の任期を超えない範囲で設定してございます。相模国分寺跡保存活用部会なのですけれども、そのほかに海老名市文化財保護審議会の委員から2名の方に入っていただくということで設置をしております。その2名の方の任期と合わせまして、今回令和2年3月31日までといたしてあります。ですけれども、その後も引き続き、この部会については継続して行っていく予定ですので、その際に改めて委嘱させていただければと考えてございます。

○酒井委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 計画等をつくる期間ではなくて、委員の委嘱は条例で、上の審議会委員の期間が決まっているので、それを超えてはいけないということなので、また改めて再度委嘱させていただいて、相模国分寺跡保存活用計画の策定については継続して行っていただくということでございます。

○海野委員 特別職の委嘱については別にこれで結構なのですけれども、ほかの面で、これは国分寺跡の保存活用ということなのですけれども、相模国分尼寺跡のことについては考えられているのかどうか、お聞きしたいのです。

○文化財係長 相模国分寺跡についてはこのような形で相模国分寺跡保存活用部会を今回設けさせていただきました。相模国分尼寺跡は本年度、用地の買収を実施しております。まだ少し民地が敷地内に少しございまして、それがある程度まとまった段階で保存活用の検討、また、計画の策定等をしていきたいと考えております。そのタイミングについてはもう少しお時間をいただければと思いますけれども、またそちらはそちらで専門部会をつくって検討していければと考えてございます。

○伊藤教育長 今、用地を取得している最中であって、ある程度取得できた折には、相模国分尼寺跡についても同じように計画を作成していくような方法をとりたいということでございますので。

○海野委員 ぜひ両方そろっていることなので、両面考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○平井委員 造園関係の方を入れていらっしゃるというのは、私はいいなと思っているのですが、どのような形で今計画を考えていらっしゃいますか。

○文化財係長 造園の方に加わっていただいて、相模国分寺跡の史跡としてももちろん整備していく中なのですけれども、広い敷地もあり、また今回、主に対象になってくるところについては少し高低差があるものでもございます。東側に高くなっている部分を中心にこ

れから整備を進めていくことになるかと思ひまして、公園的な要素も必要になってくると思ひますので、史跡の整備だけではなくて、造園的な要素も入れて検討していければというこゝでお声をかけさせていただきました。

○平井委員 この間、温故館に行ったときに芝生の緑がとてもきれいで、木は少ないけれども、改めて見て、とても広くていいなと思つたのですね。あそこが市民の安らぎの場になつたらいいなと思つるので、造園関係でも工夫を凝らしていただけたらうれしいなと思ひます。

○酒井委員 相鉄線の新しい改札ができるではないですか。そちらとあわせて、まちづくりとして一体的ないい計画ができるといいなと思ひますので、また何か進みましたら教えていただければと思ひます。

○伊藤教育長 わかりました。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告事項ということでございますので、ほかにご質問ないようでしたら、報告第18号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よつて、日程第1、報告第18号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に日程第2、報告第19号、海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 日程第2、報告第19号、海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準についてでございます。こちらにつきまして、海老名市教育委員会教育長に対する自分の委任等に関する規則第4条の規定により報告するものでございます。

報告理由につきましては、海老名市文化財保護条例の改正に伴ひまして、海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準を改正したためでございます。

詳細の説明につきましては、教育総務課、押方文化財係長からご説明いたします。

○文化財係長 資料7ページをごらんください。海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準について、今回基準の改正を行いました。主な改正点といたしましては、まず(1)として、海老名市指定重要文化財の指定基準等の改正になります。

こちらは、海老名市文化財保護条例中の用語と統一化を図りまして、一部文言の整理を行いました。

また、指定重要無形民俗文化財に民俗技術の基準がございませんでしたので、そちらを加えました。

また、地域での重要性という視点を基準に加えました。

そして、海老名市指定名勝、また、海老名市指定天然記念物につきましては、基準として不足している部分がございますので、内容を加えてございます。

また、削除した部分もございます。文化的景観につきましては、海老名市文化財保護条例の中には規定がございませんので削除いたしました。

また、解除につきましても、指定の基準というところではなじみませんので、海老名市文化財保護条例の規定によるために削除いたしました。

(2)としましては、海老名市登録文化財の登録基準についてを加えました。海老名市指定重要文化財の基準より幅広く、さまざまな文化財に対応できるような詳細な基準でなく、幅を持たせる基準として制定してございます。

改正の理由としましては、海老名市文化財保護条例の改正に伴い、海老名市指定重要文化財の基準上不足する部分の追加と用語の統一を図る必要があったためでございます。また、新たに制度化いたしました海老名市登録文化財の基準を制定する必要があったためでございます。

施行については令和元年8月1日、その他改正に当たりましては、海老名市文化財保護審議会で意見を聴取いたしました。

内容につきまして、17ページの新旧対照表をご確認いただければと思います。

本基準の改正につきましては、ただいま申し上げましたとおり、海老名市文化財保護条例の改正に伴うものです。これまで海老名市指定文化財指定基準がありまして、これを改正して、海老名市指定重要文化財の指定及び海老名市登録文化財の登録の基準といたしました。指定や登録につきましては、候補物件の調査選定を行い、所有者の同意を得て、海老名市文化財保護審議会への諮問、答申を受けて行うもので、その際の基準となるものになります。今回の改正は、それぞれの指定重要文化財等につきまして、地域での重要性という視点とわかりやすさを念頭に行いました。また、現在指定をしています文化財について基準との突き合わせも行いました。

それでは、変更点についてご説明をしていきたいと思っております。

まず、第2条第1項第1号の建造物の部分になります。説明文の中で「建造物（社寺、住宅、公共施設等）」としていたところを「建築物」としまして「土木構造物、」を加えました。また、該当するものとして、エに「地域の歴史又は地域的特色において重要なもの」を加えました。この「地域の歴史又は地域的特色において重要なもの」という内容については、このほかの文化財の基準にも加えておりまして、第2号のエ、第3号のア、第4号のエなどでも加えております。

また、第5号、考古資料につきましては「出土遺物で、本市」としていたところを「出土遺物で、地域」といたしました。

6号の歴史資料についてです。こちらはイで「歴史上重要な人物」とありましたけれども、「歴史上重要な事象又は人物」といたしました。

続きまして、19ページの第3条、海老名市指定重要無形文化財の指定基準につきましては、条例の用語と統一を図りました。内容的に変わるものではございませんけれども、第1項1号、2号ともわかりやすく整理をいたしました。

第4条も「風俗習慣」を「風俗慣習」に変更するなど、用語の統一化を図りました。

また、3号の「民俗技術」につきましては条例の無形民俗文化財に類型化されまして、今まで基準がなかったもので、入れたものになります。アからオのいずれかに該当し、貴重なものについてといたしました。

次の第5条、有形民俗文化財についてです。こちらは1号から10号に種別を挙げております。以前は3号の交通のところは抜けておりましたので、加えました。また、わかりやすく例示を加えるようにいたしました。

次に、第6条の史跡です。第1項第1号の類型で、これまで1号の内容は、集落、生産、埋葬関連と幅広になっていたのですが、埋葬については第7号で別にしまして、生産は6号の産業に内包されるものとして削除いたしました。また、旧の4号、名主等屋敷跡又は居宅跡は新の8号、旧宅に含まれるものとして削除いたしました。

次に、22ページの第7条、海老名市指定名勝の指定基準及び第8条、海老名市指定天然記念物の指定基準については、名勝については第1項2号から4号、また、6号、天然記念物については第1項1号、3号の内容を加えました。こちらは基準がない部分ということがありましたので、補ったものになっております。

また次に、海老名市登録文化財の登録基準につきましてです。こちらは24ページになります。登録文化財の基準につきましては新たに加えました部分となります。先行して制度

を制定しております相模原市と伊勢原市の基準を参考に、ほぼ同じ文言といたしました。各項目は第9条第1項1号から7号のとおりになります。他市のものを参考に、指定よりも大まかな基準で、さまざまな文化財に対応できるようにいたしました。

1号は、海老名市登録有形文化財になります。建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料又は歴史資料のうち、地域の歴史上又は文化史上貴重なものとしたしました。

2号につきましては、海老名市登録無形文化財になります。芸能又は工芸技術のうち、地域の歴史上又は文化史上貴重なもの。

3号の海老名市登録無形民俗文化財は、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち、地域の生活文化を理解する上で必要なもの。

4号の海老名市登録有形民俗文化財、衣食住、生産・生業その他の有形民俗文化財のうち、地域の生活文化を理解する上で必要なもの。

5号の海老名市登録史跡、各時代の遺跡のうち、地域の歴史や文化を理解する上で必要なもの又は著名な伝説地及び特に由緒ある地域で地域の歴史や文化を理解する上で必要なもの。

6号、海老名市登録名勝、地域美を理解する上で必要なもの。

7号、海老名市登録天然記念物、地域の自然を理解する上で必要なものとしたしました。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいま説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

条例で指定重要文化財、登録文化財ということで分けて設定があったので、それを受けて基準を見直したということで、かなり細かくなったとは思いますが。また、登録文化財はこれまで規定がなかったもので、これによって幅広く登録することが可能になるかなと思います。

○海野委員 今、教育長がおっしゃったように、登録文化財が書いてあるように「幅広く、様々な文化財に対応できるような詳細な基準ではなく、幅を持たせるものとした」ということで、今回は地域ということで結構力を入れているようですけども、民俗芸能、お年寄り、伝わっているものがだんだん廃れていくのではないかと思われるので、この機会にそういうことが次世代に残せるように登録できたらいいなとすごく感じました。細か

なことまでこれから発掘できるのではないかなという期待を持たせていただくので、とてもうれしく思います。

○伊藤教育長 これは想定として、例えば文化財係としては、指定重要文化財は今までも市の指定でできたけれども、登録というのとはどんな形のを今後想定していますか。

○文化財係長 指定にはちょっと難しいかなと思っていたものも、登録できればと思っているのですけれども。例えば、市で浅井の水の寄贈を受けました。指定は少し難しいかもしれないですけれども、登録だったら可能とか、そういったものもございますし、また、登録につきましては民間でお持ちの物件につきましても、PRのためとか、そういうのにもぜひ使っていただければいいかなとは思っています。

○伊藤教育長 では、学校の古い木とか、学校の敷地内にあったりするから、これは指定は難しいですけれども、海老名市登録文化財でどこどこ小学校の何ということは可能になるのか。

○文化財係長 はい。この基準に合っていれば。

○伊藤教育長 何周年記念の昔の木があったりするのだけれども、それは明治以降なのは確実だけれども、登録としたら可能性は出てくるよね。

○文化財係長 はい、もちろんです。

○伊藤教育長 では、古い持ち物や、温故館に飾っているような昔の道具とかも登録できるのですか。

○文化財係長 そういうのもできます。指定文化財は実はちょっと偏りがありまして、例えば市の指定では考古資料がなかったりですとか、古文書がなかったりですとか、そういうものもありますので、今後はこういったものが市の中で有為で重要性があつてという点も考えながら、指定の候補とか、登録の候補については検討していきたいと思っています。登録は皆さんからの推薦で幅広く登録できるようにしましたので、何かありましたらぜひご推薦をいただければと思います。

○平井委員 前の規則というのは、ここに書いてあるように昭和49年ということではないのですか。規則というか、登録の基準が定められているのはいつですか。

○文化財係長 登録の基準を定めましたのは、平成24年4月1日でございます。

○平井委員 平成24年。

○文化財係長 はい。

○平井委員 この見直しというのは折々にされているのですか。今回結構大幅ですよ。

○文化財係長 今回、大幅に見直しをしました。基準ですので、あまり頻繁に変えてしまうとぶれが生じますので、今回改正をしたら、間違いがなければこのままでいきたいとは思っております。

○平井委員 例示も多く出されて、具体的で、素人が読んでもこういうものが対象になるというのがとてもわかりやすくなっているので、いい基準の見直しができたのかなと思います。

○酒井委員 まだ新しいと思っているものでも、この基準に合わせてと少しずつ登録していけるのかなと思うので、なくなってしまっただと保護していく対象がなくなってしまうので、早目にこれはと思うものを認定して、保護していけたらなとは思いますが。

○伊藤教育長 それではよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 先ほど出たように海老名市文化財保護審議会委員には諮って、文言等をチェックしていただいて、それを受けて制定したところがありますので、これで進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、報告第19号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第19号を承認いたします。

次に日程第3、報告第20号、海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 日程第3、報告第20号、海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定により報告するものでございます。

報告の理由につきましては、海老名市文化財保護条例の改正に伴いまして、それぞれの文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準を制定したためでございます。

詳細の説明につきましては、教育総務課、押方文化財係長から説明いたします。

○文化財係長 資料27ページをご覧ください。基準の名称が長くて恐縮なのですが、海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準についてでございます。

制定内容についてです。1つ目としては、海老名市指定重要無形文化財（登録文化財）の保持者・保持団体の認定です。演劇、音楽その他芸能に係る文化的所産の保持者及び保持団体、また、工芸技術関係の保持者及び保持団体、無形の文化的所産に係る技能関係の保持者及び保持団体についての基準の制定でございます。

また(2)としまして、海老名市指定重要無形民俗文化財（登録文化財）の保持者・保持団体の認定についてです。こちらは、風俗慣習関係の保持者及び保持団体、民俗芸能関係の保持者及び保持団体、民俗技術関係の保持者及び保持団体の基準の選定になります。

制定理由といたしましては、海老名市文化財保護条例の改正に伴いまして、海老名市指定重要無形文化財または海老名指定重要無形民俗文化財を指定する場合や、海老名市登録無形文化財または海老名市登録無形民俗文化財を登録する場合に、形のないものですので、保持者または保持団体を認定する制度となっております。その認定をするに当たっての基準が必要となったため制定を行ったものでございます。

施行については令和元年8月1日です。

その他、制定に当たりましては、文化財保護審議会で意見を聴取いたしております。

詳細の内容についてです。29ページをご覧ください。ただいまも申し上げましたけれども、こちらの基準は海老名市文化財保護条例の改正に伴いまして制定をいたしましたものでございます。無形文化財、無形民俗文化財を指定あるいは登録するに当たっては、そのわざですとか、芸を持つ人とか、形のないものですので、そういったものを持つ人ですとか団体、この人がこういうことができる、団体がこういうことができるということで、その人や団体を認定することになっております。現在、国ですとか各市もこういった基準を設けてございます。国、各市の基準を確認しましたところ、いずれも同様の文言により基準設定がされておりましたので、海老名市につきましてもそれに倣う形といたしております。

第2条をご覧ください。第2条は無形文化財等の保持者、保持団体の認定基準です。無形文化財なのですが、第1項1号、演劇等、芸能関係の保持者、芸能の技術を持っている人の基準になってまいります。芸能又は芸能の技法を高度に体現できる者、また、芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者、2人以上の者が一体となっ

て芸能又は技法を高度に体现している場合において、これらの者が構成している団体の構成員となります。

2号につきましては、ただいまの1号のものの団体と基準になります。芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体となります。

3号は工芸技術を持っている人、また、4号は工芸技術を持つ団体となります。工芸技術につきましても、高度にこういった技術を持っている人、また、それに精通している者、また、そういった団体の構成員、または保持団体ということで、これらの者が構成員となっている団体について認定ということになります。

5号になります。また、5号、6号は、その他の技能関係について技術を持つ人とその団体になります。内容につきましては、先ほどの工芸技術と同等な内容になってまいります。ただいまですと、具体的に指定の物件はないのですが、市内には、例えば江戸独楽の職人さんがいたりしますので、無形文化財として指定する場合、あるいは登録する場合、そういった方が対象になってくるかと思えます。

第3条につきまして、無形民俗文化財等の保持者、団体の基準になります。こちらは、現在指定のものは大谷歌舞伎になります。こちらの保持団体として大谷芸能保存会がございます。今後、はやしなども想定されるかと思えます。こういったイメージで見ていただければと思います。

第3条第1項1号、風俗慣習関係の保持者、市指定重要無形民俗文化財等に指定又は登録される風俗慣習を正確に体现できる者又は風俗慣習を継承している者で、将来にわたって継承の意思を有する者。

2号としては、風俗慣習関係の保持団体ということで、風俗慣習の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該風俗慣習を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体、風俗慣習を継承している団体で、将来にわたって継承の意思を有する団体になります。

最後、民俗芸能関係の保持者です。これもやはり先ほどの基準になります。市指定重要無形民俗文化財等に指定される民俗芸能を高度に体现できる者。

4号につきましてはそういった団体。

次に5号です。こちらは民俗技術関係の保持者になりまして、6号が保持団体になるのですけれども、民俗技術を高度に体现できる者、また、民俗技術を正しく体得し、かつ、

これに精通している者、2人以上の者が共通の特色を有する民俗技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員でございます。

保持団体のほうは、民俗技術の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該民俗技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体となっております。

○伊藤教育長 説明がありました。無形文化財の規定や条例は初めての基準なわけですね。

○文化財係長 はい。

○伊藤教育長 こちらの案件は、無形文化財の保持者、保持団体の規定についてで、個々に新たにここで条例改正に伴って制定するということです。ちなみに、大谷歌舞伎は今までどういう指定だったのですか。

○文化財係長 海老名市文化財保護条例の指定がそんなに細かくはなかったもので、芸能保存会という形で指定になっておりました。

○伊藤教育長 今までの中で指定だったのね。では、それを分けると、今度はこの無形文化財のどの部分で大谷歌舞伎は登録になるのですか。

○文化財係長 指定の民俗芸能の場合になります。

○伊藤教育長 民俗芸能のほうね。

○文化財係長 海老名市指定重要無形民俗文化財。

○伊藤教育長 その保持団体。

○文化財係長 保持団体となります。

○伊藤教育長 これからだど、おはやし何かも登録のほうだったら登録できそうな感じになるということですか。

○文化財係長 登録でも指定でも大丈夫だと思うのですが、団体として個別の団体が各地区にございますので、各団体で合っているかということを確認して、地区ごとに認定していくような形になろうかと思えます。

○伊藤教育長 ということであれですけれども、海野委員、お琴か何かで無形文化財に加えられてはどうでしょうか。

○海野委員 今、押方文化財係長がおっしゃったように、これは、市でこういう制度が決まったので、認定させていただきますというふうに各団体にお伝えするのですか。

○文化財係長 今もうなっているものについては、大谷歌舞伎のほうはそのまま移行して

おります。これからなる場合について、無形のものを指定するに当たっては、その保持者または保持団体が基準に合っているかというところで審査をして、無形のものを指定または登録するとなると、認定書を交付することで指定または登録となります。

○伊藤教育長 海老名市文化財保護審議会の意見も聞くのですか。

○文化財係長 はい。

○伊藤教育長 こういうものがあるのだけれども、海老名市文化財保護審議会の議論の中で登録して良いのかということを検討していくということですね。

○文化財係長 はい。

○海野委員 さっきおっしゃった舞踊の団体でこういうことを指定していただけませんかみたいなことで申請される場合もありますよね。これからこういうことができれば。

○伊藤教育長 はい。ただ、それに合うかどうかは海老名市文化財保護審議会の委員の意見もそこで聴取します。

○文化財係長 教育委員会から諮問して、文化財保護審議会で調査審議しまして、答申を受けて指定という運びになります。

○平井委員 とてもいいことだと思います。こういうことがあると、この中にもうたつてあるけれども、先々それに携わっていかうという意識がまたちょっと変わってきますよね。保持者にしても、団体にしても、やはりそのようなものであるとすごく意識も変わってくるだろうし、市民の中でも、ああ、こういう部分で携わってみようかなとか、そういう部分での広がりも出てくるのかなと感じました。

○伊藤教育長 継続か何かするのもそうだよ。そういうので認証されているのだから、継続してみようという気持ちにはなるよね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ほかにご質問ないようですので、報告第20号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第20号を承認いたします。

それでは、最後の審議事項に入ります。

日程第4、議案第24号、新たな選択学区の設定並びに海老名市立学校における学校教育

法の施行に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 日程第4、議案第24号、新たな選択学区の設定並びに海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正につきましてご説明いたします。

こちらの一部改正につきまして議決を求めるものでございまして、提案理由といたしましては、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則を一部改正し、国分北地区、上郷地区、下今泉地区及び河原口地区に新たな選択学区を導入したいためでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料35ページをごらんいただきたいと思います。まず、改正理由といたしましては、児童生徒保護者の学校選択の選択肢を増やし、通いたい学校に通学してもらうため、また児童の通学の安全性に配慮するため、学区境に位置している次の地域で選択学区制を新たに導入したい。そのため、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正を行うものでございます。

2が新たに導入する地域でございます。まず小学校につきましては、大きく4つの地域で新たに選択学区を導入いたします。1番といたしましては、国分北一丁目2番から41番につきまして、現在の学区校は今泉小学校でございますけれども、これに新たに選択することが可能な学校といたしまして上星小学校を選択可能学校として追加するものでございます。

大きく2番目といたしまして、上郷二丁目、三丁目、四丁目につきましては、現在の学校は今泉小学校でございますけれども、有鹿小学校を選択可能とするものでございます。

3点目で④としておりますけれども、下今泉一丁目18番から27番につきましても同様に今泉小学校区でございますけれども、有鹿小学校を選択可能学校とするものでございます。

最後に、河原口五丁目等につきましては、現在は有鹿小学校区でございますけれども、中新田小学校を選択可能学校とするものでございます。

この小学校の変更を受けまして、中学校につきましては、上郷四丁目につきましては、現在は今泉中学校区でございますけれども、海西中学校を選択可能学校とするものでございます。

施行につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

資料41ページ、図面をごらんいただきたいと思います。こちらの図面で具体的にご説明

をさせていただきます。この図面の中で赤の実線で囲まれている区域が小学校区となります。中学校区につきましては青の実線で囲まれている区域となります。また、緑色の線で囲まれていて、黄色で塗り潰されている区域につきましては、現在既に小学校の選択学区が導入されている地域でございます。今回、選択学区を新たに導入する地域につきましては水色の実践で赤紫色で塗り潰されている部分でございます。

まず1点目が図面の中央にある国分北一丁目地域、①とさせていただきますけれども、こちらにつきましては、現在今泉小学校区ですけれども、上星小学校への選択を可能とするものでございます。

その左に進んでいただきまして、上郷二丁目、三丁目、四丁目と下今泉一丁目18番から27番と記載されております②と④の地域でございます。②と④の地域につきましては、現在小学校につきましては今泉小学校区でございますけれども、こちらの地域で有鹿小学校を選択することを可能とするものでございます。あわせて、この中で上郷四丁目につきましては、現在今泉中学校区でございますけれども、海西中学校を選択可能とするものでございます。

また、その下に河原口五丁目と河原口番地と表示させていただきます③につきましては、現在有鹿小学校区でございますけれども、中新田小学校を選択可能とするものでございます。

資料はお戻りいただきまして、資料39ページ、横使いの新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。こちらが海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の今回の改正に伴う新旧対照表でございます。この中で左側が新で右側が旧となります。こちらの別表第2をまずはごらんください。別表第2につきましては第4条関係の改正でございます。この第4条ではどのようなことが規定されているかと申しますと、入学期日等の通知及び学校の指定が定められております。こちらにつきましては、別表第2に規定する通学区域ということで別表第2が定められておりまして、したがって、別表第2のところに書いてありますとおり、入学時選択可能小学校とその通学区域となっております。こちらにつきましては、先ほど申し上げました選択学区を追加するところが記されております。

続きまして、40ページをごらんください。別表第3は入学時選択可能中学校とその小学校通学区域が示されているものでございまして、先ほど申し上げました上郷四丁目につきましては、海西中学校を選択可能とするものとして追加されたものでございます。

なお、この別表第2、別表第3につきましては、いずれも入学時の選択可能学校とその

通学区域が定められているものでございますので、本規則の改正に伴いまして、在校生、もう既に在学している児童生徒につきましてはこの変更については適用することができないのですけれども、例えば兄弟で下のお子さんが選択学区を選択することに伴いまして、上のお子さんも新たに学校をかえたいというような希望がある場合には、この規則にのっとっての手続きはできないのですけれども、それ以外の規則等での確かかつ柔軟な対応をとってまいりたいと考えております。

説明につきましては以上です。よろしくお願ひいたします。

○伊藤教育長 新たな選択学区を設けるということで、これまでも東柏ヶ谷地区と上星小学校の上今泉地区のほうとか、海老名中学校を選択できたりするように、今里地区もありますけれども、選択学区はあったのですけれども、新たに今泉小学校にかかわって、幾つかの選択学区を進めたいという提案でございます。

ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

○酒井委員 改正理由に「選択肢を増やし」と書いてあるけれども、平たく言うと、ちょっと人が多くなってしまったからという視点もあるのですか。

○伊藤教育長 そうですね。今泉小学校のマンション建設に伴って、やはり学校児童数が急増することが予想されます。特に上今泉二丁目は、前から上星小学校を選択可能学校として、かなりの人数がもう上星小学校に動いています。例えば先ほどの上郷二、三、四丁目はもともと有鹿小学校区であって、今泉小学校が新しくできたときにそちらに学区を編入したので、その経緯があるから、前々からそこに住んでいる方々は、自分たちも有鹿小学校に通ったことがあるので、もとに戻ったという形はあります。ある意味では今泉小学校の児童数の急増も一因として、もし選択の意思があればそのように選択できるような場所を増やしたというのが1つの理由でございます。

ただ、市内全体で言うと、選択学区は指定学区の変更ではないので、毎年申請が必要です。でも、海老名は理由があって毎年申請すればほとんど市内全体で指定変更可能な制度にはなっているのです。ですので、その学区の学校に絶対に通わなければいけないというものでないものなのです、もう既に。ただ、選択学区にすれば、1回選択すればそれを継続して、今の制度で言うと、毎年手続を更新しなければいけません。

○海野委員 有鹿小学校区なのですけれども、今泉小学校から有鹿小学校にお子さんが異動するとすると、有鹿小学校は教室が足りるのか、大丈夫なのか。

○伊藤教育長 有鹿小学校は児童数が増えて、教室が不足するのではないかとということ

ございますね。その辺の推計はどのように考えていますか。

○**就学支援課長** 河原口地区のほうからある程度中新田小学校に流れていくと見込んでいます。

○**海野委員** 教室が不足しないように調整が重要だと思います。

○**伊藤教育長** もちろんそうですね。ただ、選択学区を施行しても、現状ですぐに在校生が一斉に異動するというケースは結構まれです。だから、新入生が入るときに選択する。ただ、兄弟がいるともうそこに行くというのが通例です。でも、何年かすると、それがどんどん割合として増えていくというのは上今泉二丁目でもそうでしたので、そのような形にだんだん移行はしてくるのかなと思います。あとは兄弟で学校が違っていると、運動会を同じ日にやったらどちらに行こうとかなんかになるし、地震等の災害時の引き取り訓練とかなんかも両方に行くというのは安全上もあってはならないことなので、保護者の方々も十分に考えて選択はすると思います。

○**平井委員** いいと思います。柏ヶ谷小学校、東柏ヶ谷小学校もそのような状況の中でやっていますし、子どもの安全面とか、そういう部分からしても安心して通える場所があれば、選択幅を広げていくのはいいのかなとは思っています。

○**伊藤教育長** 柏ヶ谷地区は、東柏ヶ谷小学校と柏ヶ谷小学校、さがみ野駅から西側のほうの地区とかは特に東柏ヶ谷小学校のほうに近かったりもしますよね。担当としては今後選択学区については何か見通しがあるの。

○**就学支援課長** 今後の選択学区の見通しで言うと、例えば今の上今泉二丁目について、今6割くらいが上星小学校に行っています。この状況を今後見通していったときに学区変更を考えていかなければいけないというところもあります。今、説明させていただいた上郷四丁目、河原口も、今後の児童の動きについてモニタリングしていきながら、令和4年、5年で学区変更をしていかなければいけないと思っています。選択学区という部分については今泉小学校の児童が増えるということを追いかけて、今泉中学校の生徒数がふえていくというところがあるのですね。国分北一丁目が見られているのですが、国分北二丁目が見泉中学校と海老名中学校の選択学区になっているのです。ここをできるだけ海老名中学校に流れていくような工夫をしていかなければいけないかなというところがあります。

○**伊藤教育長** 今泉中学校も、この先、数年、子どもたちが小学校を卒業すると、その後、中学校に来ます。ただ、海老名小学校、海老名中学校の例でいくと、海老名中学校は

パンクしないのかなど。海老名小学校は私立中学校に通う方の率がかかなり多いので、今泉小のほうもその可能性はあるかな。ただ、それでも人数がふえたときには、国分北二丁目ですけれども、資料41ページの図の紫の右側の部分が今泉中と海老中、どちらも選べるのですよ。今そこには印はないですけれども。だから、ひょっとすると、この後に国分北一丁目も海老名中学校と今泉中学校、どちらも選べるような方向で選択学区を増やすことも1つの方向性になります。上星小学校は一番北にありますけれども、それから東側の地域の子どもたちについては、上今泉六丁目の国道246号線の東側に住んでいる子は選択学区というか、柏ケ谷中学校に行っているのですよ。だから、柏ケ谷中学校に行っている子どもたちを、もうちょっと上星小学校の近くの部分まで広げることも選択学区としては中学校対策として可能なかなと思います。距離的には柏ケ谷中学校とそんなに変わらないです。実を言うと上星小学校は私も5・6年生で持っていたのですけれども、国道246号線から今泉中学校に通う子は1回坂を上って、山を登って、また降りて、帰りはずっと登ってだから、一山越えて毎日通わなければいけない。体力はつくからいいのですけれども、ちょっと大変でした。そのころ柏ケ谷中学校は野球が強くて、吹奏楽も部活でやっていたときに、上星小学校の子たちがそちらに行きたがって。だから、中学生の選択のときは部活動か何かも選択肢に入ってしまう子どもたちもいて、部活動の選択もある程度要件としては許しているのです、そういうのもあるかな。学校の特徴によっては、また変わりが出てくるかなと思います。

○酒井委員 でも、有鹿小学校も、そんなに教室に空きがありますよということでもないのですよね。

○伊藤教育長 例えば上郷二、三、四丁目をやったとしても、すぐに行くことはもうほとんど考えられない。

○酒井委員 二丁目ぐらいただと、有鹿小学校は割と距離が近いので、現実的かなとは思いますが。

○伊藤教育長 でも、1クラス増えるか、増えないぐらいですね、人数的に言うと。この先になったときは有鹿小学校自体のことも考えないと。これはまた、学校施設の再整備にもかかわりますけれども、プレハブ、軽量鉄骨の校舎がありますので、あれもずっとレンタルというわけにいかない、解消しなければいけないので、そういう中では有鹿小学校も何らかの方法、増築とは言わないけれども、何か手だてを打たなければいけないかなということはあるのですね。

ここにはないけれども、この後、厚木駅の開発も進みますので、そのときに有鹿小学区の中に開発されたものについては、もう確実に中新田小学校に通ってもらわないと……。厚木駅周辺の開発の中でマンションが建つような事態になった場合は、もう最初から中新田小学区の指定にするということで考えていかないと、有鹿小学校は完全に教室が足りなくなるなということで、今、上郷の分についてある程度吸収できることは予想しているのですけれども、そうなったときはまた、厚木駅周辺の有鹿小学区については中新田小学区に編入するなり、またはルネエアズヒルみたいにマンションごと杉本小学校に行ってもらったりなんかするような計画をとらないと難しいかなとは考えられています。そうなるのと、一部、要するに厚木駅のマンションについては、全て編入するか、または選択学区にするか、中新田小学校でも、有鹿小学校でも、両方通えます。どちらに判断するかというのは入居者数、児童数によりますけれども、それはもう必要になると思っております。

一番ありがたいのは、駅間のほうからバスで送りますから、杉久保小学校、大谷小学校、有馬小学校に通ってもらえるようなことがあれば、こんなにありがたいことはないな。緑豊かな有馬小学校で小学校生活を過ごしてみませんかとかなんかということで、マンションのところからバスが出て、スクールバスみたいに学校に送って、また帰りに戻ってくるようなことができたりすると、またちょっと違ってくるかな。そこまで独創的なこともひょっとしたら考えざるを得ないかな。杉久保小学校はすごく減ります。大谷小学校は実はまた減っていく可能性があるので、今、市内でそういう格差があるというか、社家小学校、門沢橋小学校はそうでもないのですけれども、今泉小学校、杉久保小学校はそういうのも1つ考えられるのではないかなと思っております。

○酒井委員 でも、やり方によっては、先ほど教育長がおっしゃったみたいにバスで行きますというの、例えば学童とセットになるとか、そういうのも抱き合わせというか、パッケージングして検討したらどうかと思います。

○伊藤教育長 ご意見ということで。それでは、ほかにご意見等よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、選択学区を増やすということでございますけれども、議案第24号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第24号を原案のとおり可

決いたします。

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会 8 月定例会を閉会いたします。